

○国立研究開発法人水産研究・教育機構視聴覚素材貸出等
取扱規程

	平成15年	10月	1日	付け	15水研	第1229号
改正	平成16年	8月	1日	付け	16水研	第741号
改正	平成18年	4月	1日	付け	18水研本第	204号
改正	平成25年	2月	4日	付け	24水研本第	40731005号
改正	平成27年	4月	1日	付け	26水研本第	70325001号
改正	平成28年	4月	1日	付け	28水機本第	80401005号

(趣旨)

第1条 国立研究開発法人水産研究・教育機構（以下「機構」という。）が使用権を有する写真、ビデオテープ、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるもの）等の影像資料、著作物、パネル、はく製、模型等（以下「視聴覚素材」という。）の貸出、複写及び撮影（以下「貸出等」という。）に関しては、この規程の定めるところによる。

(視聴覚素材の貸出等の管理者)

第2条 視聴覚素材の貸出等の管理者（以下、「管理者」という。）は本部においては経営企画部広報課長、研究所においては研究所長、開発調査センターにおいては所長、水産大学校においては理事（水産大学校代表）とする。

(貸出等の期間及び点数)

第3条 貸出等の期間は、原則として、1カ所1回につき10日以内とする。また貸出等の点数は、原則として、1カ所1回につき5点以内とする。ただし、管理者が認めた場合はこの限りではない。

(貸出等の申請)

第4条 機構は、貸出等対象者に第6条による貸出等の条件を提示し、貸出等対象者がすべての条件を承諾することを明記した視聴覚素材貸出等申込書（別記様式1）を提出させるものとする。申込内容を補足する企画書・草稿・概要等が必要な場合は、併せて提出させるものとする。

2 申請の窓口は、当該視聴覚素材を管理している経営企画部広報課、研究所業務推進部業務推進課、開発調査センター開発業務課、水産大学校校務部業務推進課又は水産大学校各学科長とする。

(貸出等の許諾)

第5条 管理者は、前条に基づく貸出等の申請が、次の各号に掲げる基準を満たした場合に、当該視聴覚素材の貸出等を許可できる。

- (1) 機構の業務の理解増進に資すること。
 - (2) 機構の信用を損ねないこと。
 - (3) 機構の業務の妨げにならないこと。
 - (4) 視聴覚素材を使用した出版物、放送物及び展示物等が公序良俗に反するものでないこと。
- 2 貸出等の許否は、視聴覚素材の貸出等許可回答書(別記様式2)により回答する。
- 3 前項の回答は、別記様式2の内容を満たすものであれば、機構が指定する電子的方法により行うことができるものとする。

(貸出等の条件)

第6条 貸出等の条件は、次の各号に掲げるものとする。この条件に従わないものは、使用中であっても貸出等を差し止め、原則として以後の貸出等を行わない。

- (1) 視聴覚素材を使用して営利を目的とした入場料の徴収、宣伝、転貸等を行わないこと。ただし、入場料の徴収や宣伝の場合でも水族館、博物館等の学術施設は除く。また、管理者が認めた場合はこの限りではない。
- (2) 視聴覚素材を無断で改変・複製・送信等の著作権侵害行為を行わないこと。
- (3) 返却の必要があるものは期限を厳守すること。返却の必要がないものは二次使用のないよう貸出等対象者が責任をもって使用后すぐに抹消・廃棄すること。
- (4) 貸出等をした視聴覚素材を使用する際は、機構から提供したことを明記すること。例)「提供：国立研究開発法人水産研究・教育機構」
- (5) 視聴覚素材の送付、輸送等に係る経費は原則として貸出等対象者が負担すること。電子データの貸出等で必要な電子媒体も貸出等対象者が用意すること。
- (6) はく製及び模型等の物品は、美術品扱いとして輸送し、展示期間中も含めこれら物品相当価格に対応した保険を付すこと。梱包、搬入及び搬出等も含め、輸送に関わる作業については、機構の指示に従うこと。
- (7) 貸出等をした物品を汚損、破損及び紛失した場合には、機構と協議し、貸出等対象者の責任において完全に修復又は弁償すること。
- (8) 貸出等をした視聴覚素材が掲載された書籍(電子書籍を含む)、DVD等が完成した際には、当該視聴覚素材の管理者あてに1部送付すること。
- (9) 貸出等対象者が視聴覚素材を使用することによって発生したいかなる不利益・損害等についても、機構は一切の責任を負わない。

(貸出等の料金)

第7条 貸出等の料金は無償とする。

附 則

この要領は、平成15年10月1日から施行する。

附 則 [平成16年8月1日付け16水研第741号]

この要領は、平成16年8月1日から施行する。

附 則 [平成18年4月1日付け18水研第204号]

この要領は、平成18年 4月 1日から施行する。

附 則 [平成25年2月4日付け24水研第40731005号]

この規程は、平成25年2月4日から施行する。

附 則 [平成27年4月1日付け26水研本第70325001号]

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 [平成28年4月1日付け28水機本第80401005号]

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

別記様式 1

視聴覚素材貸出等申込書

国立研究開発法人 水産研究・教育機構
経営企画部広報課長
所 長 殿
理事（水産大学校代表）

このことについて、下記のとおり視聴覚素材の貸出等を申し込みます。貸出等にあたっては、貴機構視聴覚素材貸出等取扱規程を遵守して貸出等の条件を承諾し、申込書の使用目的以外の使用はいたしません。

申込月日	年	月	日
申込者	所属団体名称： 住所： 担当者氏名： ⑩ 電話、メールアドレス：		
視聴覚素材の名称・数量			
使用目的 （企画書、草稿、概要がある場合は別途添付してください）			
使用（出版・放映・展示）予定日	年	月	日 ～ 月 日
返却予定日	年	月	日

【視聴覚素材の貸出等にあたり、以下の条件を承諾します】視聴覚素材を使用して営利を目的とした入場料の徴収、宣伝、転貸等を行いません。視聴覚素材を無断で改変、複製、送信等の著作権侵害行為を行いません。返却の必要があるものは期限を厳守します。返却の必要がないものは二次使用のないよう責任をもって使用後すぐに抹消・廃棄します。貸出等をした視聴覚素材を掲載する際は、機構から提供したことを明記します。例）「提供：国立研究開発法人水産研究・教育機構」視聴覚素材の送付、輸送等に係る経費は申込者が負担します。電子データの貸出に必要な電子媒体も申込者が用意します。はく製及び模型等の物品は、美術品扱いとして輸送し、展示期間中も含めこれら物品相当価格に対応した保険を付します。梱包、搬入及び搬出等も含め輸送に関わる作業については、機構の指示に従います。貸出等をした物品を汚損、破損及び紛失した場合には、機構と協議し、申込者の責任において完全に修復又は弁償します。貸出等をした視聴覚素材が掲載された書籍（電子書籍を含む）、DVD等が完成した際には、当該視聴覚素材の管理者あてに1部送付します。申込者が視聴覚素材を使用することによって発生したいかなる不利益・損害等についても、機構に一切の責任を問いません。